# 採用成功のヒントに!

# 外国人社員の転職で気になる3つのこと





## はじめに

就労ビザによってある程度の条件や制限はあるものの、外国人も日本人同様に転職を考えることがあります。また、実際に転職したいくつかのケースも存在します。「せっかく採用できた貴重な労働力を他の会社へ移ってほしくない」と考えるならば、そうならないための対策を講じなければなりません。逆に外国人雇用を検討する際、転職者の受け入れも想定しておく必要もあるでしょう。

そこで外国人がどのような状況で転職を考え、実際に行動に移すのかを紹介することで、安定雇用や採用成功のヒントとしていただきたいと思います。今回は外国人社員の転職において、多く寄せられた質問をもとに解説してまいります。

# Q. 外国人もハローワークを利用するの?

### A. 有効な在留資格があれば利用可能です

失業保険の申請と同時に、次の就業先を探して紹介してもらうハローワーク。有効な在留資格を所持している方であれば、日本人同様にハローワークを活用した就職・転職活動を行うことは可能です。しかも外国人留学生や専門的・技術的分野の在留資格を所持している方は、「外国人雇用サービスセンター」の利用も可能です。東京・名古屋・大阪・福岡にあるセンターでは、ハローワークから集められた求人情報の閲覧や高度外国人材への職業相談や相談、就職説明会やインターシップの実施なども行っています。また、外国人財の雇用を検討する企業に対しても、雇用に関する情報提供や相談などの支援も行っています。

- ・ハローワークを活用した外国人材の雇用も検討するのがベター
- ・はじめての外国人雇用を行う場合は、外国人雇用サービスセンターの活用もあり

# Q. 外国人が転職するベストタイミングってありますか?

### A. 在留資格や転職後の職務内容などによってタイミングは異なります

就業ビザの更新時期が転職のタイミングと考える人もいるようですが、就労ビザで認められている職務内容とのマッチングによって対応は異なります。現在とは違う職務内容への転職の場合は在留資格変更届が必要となり、時間に余裕を持たせないと変更自体が間に合わないリスクが発生します。職務内容が同じの場合はタイミングというよりも、就労資格証明書の有無が大きな影響を与えます。主に以下のケースにおいて、それぞれの注意が必要となります。

### ◎入管から事前に就労資格証明書が交付されている場合

証明書を添付することで更新手続きがスムーズに運ぶので、トラブルの事前回避にかなり有効的です。しかし、 発行まで1~3ヶ月の期間が必要であり、申請も外国人本人が行う必要があります。

### ◎就労資格証明書がない、発行が間に合わない場合

証明書がなくても更新手続き自体は可能ですが、入管による審査が厳しくなると同時に、在留資格の新規申請と同様に転職先企業に関する決算書や登記簿謄本などの書類提出が必要となります。

さらに有効期限がギリギリで転職活動が行われていると、証明書の発行が間に合わなくなる可能性が出てきます。 最悪の場合、更新不許可となりますので転職する側も雇用する側もかなりの注意が必要となります。

- ・前職と異なる職務内容への転職は原則お勧めできません
- ・職務内容が同じであっても、更新期間などへの細心の注意が必要です

# Q. 外国人を雇用する際に申請できる就労ビザは? 転職の可能性は?

### A. まずは職務内容によって、申請できる就労ビザの違いを理解しましょう

たとえば工場など製造ラインでの職務の場合は「特定技能」となり、申請する場合は雇用する企業が「特定技能所属機関」としての申請し、認証を受けるが必要となります。また、雇用する外国人が「特定技能評価試験」を合格していなければなりません。詳細については、行政書士事務所などへの相談がお勧めです。

機械の設計や開発などの職務の場合は「技術・人文知識・国際業務」となり、申請を行う場合は 外国人材の学歴や経歴において職務に必要な学位を取得し、なおかつ10年以上の実務経験がある かが重要となります。

なお、どちらの就労ビザにおいても転職は可能です。長期的な雇用を考えているのであれば、日本人同様に採用後のコミュニケーションを丁寧かつ円滑に行いながら、仕事や就業環境への満足度を上げていく施策を取っていくことが必要となります。

- ・募集する職種や職務内容によって申請できる就労ビザは異なります
- ・特定技能や技術・人文知識・国際業務は転職が可能。 離職防止には十分なケアも大事。

# 最後に

CAMTECHでは、もっと詳細が知りたい、情報収集がしたいという方向けに、 外国人雇用の様々な情報を提供しています。ぜひご活用ください。

### □資料ダウンロード

外国人雇用の知識をテーマ別にまとめたホワイトペーパーや調査レポートを提供しています。

### □海外人材マネジメントサービスGMS 資料ダウンロード

https://gms.ca-m.co.jp/archives/download

### □セミナー

外国人雇用の具体的な生の情報をお伝えしています。

### □海外人材マネジメントサービスGMS セミナーのご案内

https://gms.ca-m.co.jp/archives/seminar

### □海外人材Q&A

よくある質問に一問一答形式でお答えしています。社労士・行政書士に無料相談も可能です。

### □海外人材マネジメントサービスGMS 海外人材Q&A

https://gms.ca-m.co.jp/qa

細やかな気遣い・サポートを提供し、 日本での生活をもっと快適に。



https://gms.ca-m.co.jp/

Webサイトでは「社労士・行政書士無料相談」や 「海外人材Q&A」をご用意し、みなさまの疑問や 不安などにお応えいたします。

0120-530-451 (受付/平日10:00~18:00) また、フリーダイヤルでも様々なご相談に対応いたします。 担当者が丁寧にご説明いたしますので、まずは一度ご連絡ください。

# お問い合わせ

フリーダイヤル

0120-530-451

営業時間:10:00-18:00(月-金)

